

遊休農地の課税強化について

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対して、※1農地中間管理機構と協議すべき事を勧告した※2農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化される場合があります。

この協議の勧告が行われるのは、遊休農地を対象に行われる農地利用意向調査において、機構への貸付けの意向を表明しない、自ら耕作を行わない等、遊休農地を放置している場合に限定されます。

農業委員会では、毎年、農地を見回り農地の耕作状況等の現地調査を実施しています。この調査から遊休農地と判定した農地の所有者の皆さんに、今後、農地利用意向調査を行いますのでご協力をお願いします。

課税強化の手法

固定資産税の通常の農地の評価額は、売買価格を参考とした適正な時価に限度収益率として0.55を乗じて算出されているところですが、勧告の対象となった遊休農地については、0.55を乗じないこととなるので、結果的に1.8倍になります。

- ※1 長野県では、長野県農業開発公社が知事から指定を受け、実施しています。
- ※2 当町は、ほぼ全ての農地が農業振興地域内の農地になっています。この内、農用区域内農地（青地・農振地）と農用地区域外農地（白地）に分かれます。



農地中間管理機構へ貸付けた場合の課税の減税

所有する農地の全て（10a未満の自作地を残した全農地）を新たに農地中間管理機構に10年以上貸付けると、15年未満なら3年間、15年以上なら5年間、固定資産税額が2分の1に軽減されます。

所有する全ての農地を農地中間管理機構へ貸付け（10a未満の自作地を残した全農地）

貸付期間	軽減期間	軽減割合
15年以上	5年間	固定資産税額 1/2に軽減
10年以上15年未満	3年間	

※借受ける条件としては、農業振興地域内の農地で借り手がいること・荒廃化していない農地であること等があります。詳細につきましては、お問合せください。

まきストーブ本体の購入助成及び まき(カラマツ材)の提供について

町では、まきストーブ本体購入に対し支援（本体購入費の1/4以内上限10万円）を行っていますので、ご活用下さい。

また、町では、町有林内の森林整備（間伐）を実施した際に不用となった材を無償にて提供しますので、ご希望の方は農林課において、申請手続きをお願いします。

